

生駒市訓令甲第4号

生駒市事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年6月1日

生駒市長 山下 真

生駒市事務専決規程の一部を改正する訓令

生駒市事務専決規程（平成2年4月生駒市訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「20万円」を「30万円」に改める。

附 則

この訓令は、平成21年6月1日から施行する。